

○浦添市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づく、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めた浦添市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施規程（平成17年12月7日 告示第65号。以下「規程」という。）に関する基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な軽減の実施並びに均一な審査水準の確保を図ることを目的とする。

(対象者の把握)

第2条 規程第4条における要件は、事業の適用に係る申請日を基準に判定するものとする。

2 市長は、事業の適用に係る申請者の収入や預貯金、世帯の状況等は原則として当該申請者の申告に基づき把握するものとする。ただし、第2条第1項の申請日において被保護者（生活保護法に規定する被保護者をいう。）である場合は当該申告を省略することができる。

3 市長は前号の要件を確認するために、必要と認める書類の提出を申請者から求めることができる。

(用語の定義)

第3条 規程第4条における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 市町村民税非課税世帯とは、事業による負担軽減を受ける日の属する年度（負担軽減を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている状態をいう。

(2) 年間収入とは、申請者が事業による負担軽減を受ける日の属する年の前年（負担軽減を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）に得た収入という。

(3) 収入とは、申請者が所得税法第23条から同法第35条に定めるもの、厚

生労働大臣が定める年金（平成28年3月23日厚生労働大臣告示第81号）及び他の者から得た金銭をいう。ただし、社会事業団体その他から申請者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないと市長が認定したものを除く。

（４）世帯とは、事業の適用に係る申請日時点における住民基本台帳に記録されている世帯の状況をいう。

（５）親族とは、民法に定める範囲とする。

（６）預貯金とは、事業の適用に係る申請日時点における申請者及び同一世帯に属する世帯員が所有する現金、所得税法に規定する預貯金、合同運用信託、有価証券その他これらに類する資産の合計額として市長が認定した額をいう。

（７）日常生活に供する資産とは、事業の適用に係る申請日時点において、本事業の適用に係る申請者が、不動産登記法に定める登記簿の権利部において所有者として記録されている資産のうち、申請者及びその親類が現に居住の途に用いている家屋若しくは土地をいう。

（８）負担能力のある者とは、本事業による負担軽減を受ける日の属する年の前年（負担軽減を受ける日の属する月が１月から７月までの場合にあっては、前々年）において、地方税法の規定による市町村民税が課されている者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されていない者をいう。

（９）滞納とは、介護保険法に規定される保険料額が課された後に、市の条例で定める納期までに当該保険料を納入しないことをいう。ただし、市による債権の放棄及び消滅時効により権利が消滅したものを除く。

（１０）扶養とは、次に掲げるとおりとする。

（イ）申請者が所得税法第２条に定める扶養親族となり、親族が同法に定める扶養控除が認定されているとき。

（ロ）健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法に定める医療保険における被扶養者と認定されているとき。

附 則

この要領は、令和５年７月26日から施行する。